

<p><b>① 件 名</b></p>
<p>石巻市魚町水産加工共同排水処理施設の指定管理者の指定について</p>
<p><b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b></p>
<p><b>【背景】</b>  「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」については、魚町水産加工団地内の事業場等から排出される汚水を当該施設において受け入れ、一括して終末処理し、排水可能な水質にして旧北上川へ放流していたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、石巻市が一括して復旧整備中である。</p> <p><b>【目的】</b>  指定管理者の能力やノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な運営を図り、運営経費の縮減を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。</p>
<p><b>③ 根拠法令及び総合計画または個別計画との整合性</b></p>
<p><b>【根拠法令】</b>  (1)地方自治法第244条の2  (2)石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例  (3)石巻市指定管理者制度導入基本方針  (4)石巻市魚町水産加工共同排水処理施設条例</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</b>  ・石巻市総合基本計画：第1章 第4節 安定した行財政運営を構築する  ・震災復興基本計画：第3章 施策大綱3 1－(3)被災水産業への再建支援</p>
<p><b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b></p>
<p>平成24年 3月 応急復旧工事实施  平成24年 9月 実施設計  平成25年 2月 工事着工  平成28年 9月 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設設置条例制定  平成28年11月 指定管理者指定申請書受理  指定管理者選定結果通知書発送</p>

<b>⑤ 主な内容</b>	
1 施設概要	<p>名称 : 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設</p> <p>所在地 : 石巻市魚町一丁目1番地2</p> <p>施設規模 : 26,076.30㎡</p> <p>施設機能 : 共通施設(施設管理棟、資機材保管庫)、水処理施設、汚泥処理施設、排水施設</p>
2 指定する法人または団体	<p>選定候補者 公益社団法人 石巻市水産加工排水処理公社</p> <p>代表者 公益社団法人 石巻市水産加工排水処理公社 理事長 伊妻 壯悦 石巻市魚町一丁目1番地2</p> <p>選定方法 非公募</p> <p>選定理由</p> <p>ア 魚町水産加工団地内の排水を一括して終末処理を行うための終末処理施設を運営することを目的として設立された団体である。</p> <p>イ 水産加工団地内事業者の実情を把握している団体である。</p> <p>ウ 共同排水処理施設であることを認識しており、昭和50年代から排水処理施設の運営を行っていることから、施設の必要性及び業務内容のノウハウを十分に理解している団体である。</p> <p>エ 安定した組織であり、指定管理者として長期的な対応が可能な団体である。</p>
3 指定管理の期間	平成29年4月1日から平成33年3月31日まで(4年間)
4 その他	<p>ア 開所日等 加工団地内の企業が休業であっても当該施設内の設備にて生活雑排水等の汚水の受け入れを常時行っていることから、開所日等は定めないこととする。</p> <p>イ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。 (汚泥処理施設での余剰汚泥の肥料化事業 等)</p>
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</b>	
<b>【影響・効果】</b>	石巻市水産加工排水処理公社は、当施設を長期間運営してきたことから、効率的な管理運営を行うことが可能となり、水産加工業の健全な発展が図られる。
<b>【財源措置】</b>	経常的な管理費用は、利用料金その他の事業収入で賄うこととする。なお、指定管理者の責によらない大規模な修繕の必要が生じたときは、市と協議の上決定する。
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
平成28年12月	市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案
平成29年 3月	指定管理者との基本協定締結
平成29年 4月	指定管理者との年度協定締結、指定管理開始
<b>⑨ その他</b>	